

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC組合（以下「組合」という。）に雇用され、干潟耕耘作業員として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、組合事務所裏で草刈り作業を行っていたところ、同僚が使用していた草刈り機の刃によって左足ふくらはぎに受傷した。請求人は、同日、D病院に受診し、「左腓腹筋損傷」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由として、左下腿の神経症状が障害等級第14級を超える障害等級に該当する旨主張している。

この点について、E医師は、平成〇年〇月〇日付けの面談録取書において、「縫合部に痛みがあるのは分かるが、請求人が訴えている左足甲から指先にかけての痛みと痺れは歩行の際に足をかばったりすることで生じたものであり、左腓腹筋損傷そのものとは関係がない。」旨の意見を述べている。また、平成〇年〇月〇日付けF医師作成の診断書には、「平成〇年〇月〇日、緊急手術（筋膜腱縫合術）施行。処置後の足関節の動きは問題なく安定性も良好。疼痛は軽減、感染兆候無く経過し、〇月〇日自宅退院となる。受傷時の腓腹神経損傷のため疼痛等神経症状が残存する。」旨記載されているところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、当該残存障害の程度は、「局部に神経症状を残すものに相当する。」旨述べている。さらに、請求人が再検査の申出をしていることから、同医師が、改めて診療録等を子細に検討した結果においても、請求人に残存する神経症状については、「局部に神経症状を残すものに相当する。」旨の意見を述べている。

そして、当審査会としても、請求人の主張を踏まえ、改めて上記医証を含め一件資料を精査したが、請求人の左下腿部に残存する神経症状が障害等級第14級を超える障害等級に該当すると判断し得る理由を見いだすことはできないものと判断する。

#### 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補

償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。